

岡山県の品質確保に向けた取り組みについて

岡山県土木部
技術管理課長 杉原 誠一郎

目 次

1. 一般競争入札の拡大等入札契約適正化法施行後の取り組み
2. 総合評価方式の本格導入等品確法に基づく取り組み
3. 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度
4. その他の取り組み

岡山県の品質確保に向けた 取り組みについて

平成24年11月2日

岡山県 土木部 技術管理課
杉原 誠一郎

1

目次

1. 一般競争入札の拡大等
入札契約適正化法施行後の取り組み
2. 総合評価方式の本格導入等
品確法に基づく取り組み
3. 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度
4. その他の取り組み

2

一般競争入札の拡大等 入札契約適正化法施行後の取り組み

1.1 岡山県・県内市町村の入札制度に関する項目 実施状況

① 予定価格の公表 (県内27市町村)

	事後公表	事後・事前併用等	事前公表	非公表(設計額を事後公表含む)	計
岡山県	○				
市町村	11	3	8	5	27

② 総合評価落札方式の導入

	導入済み(試行含む)	検討中	未導入		計
岡山県	○				
市町村	18	5	4		27

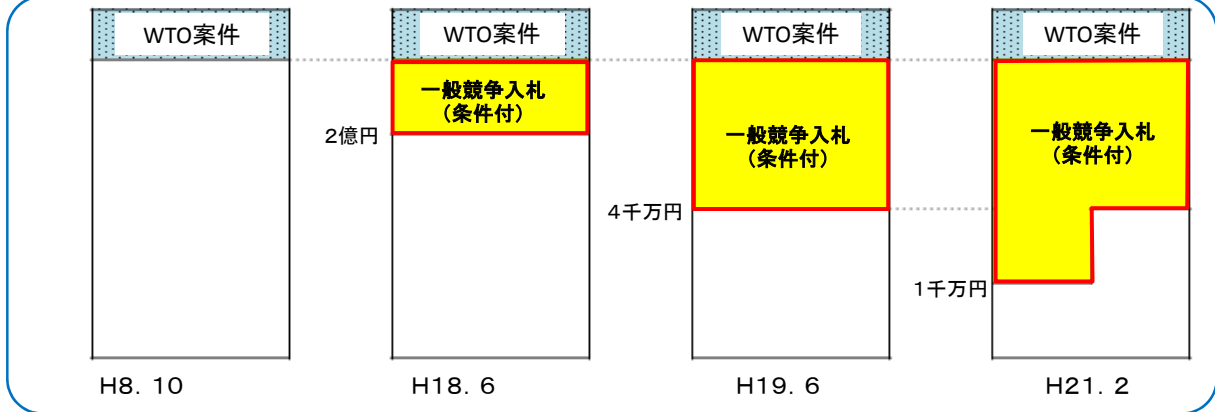
③ 低入札価格調査制度

	導入済み	未導入			計
岡山県	○				
市町村	14	13			27

③ 最低制限価格制度

	導入済み	未導入			計
岡山県	○				
市町村	23	4			27

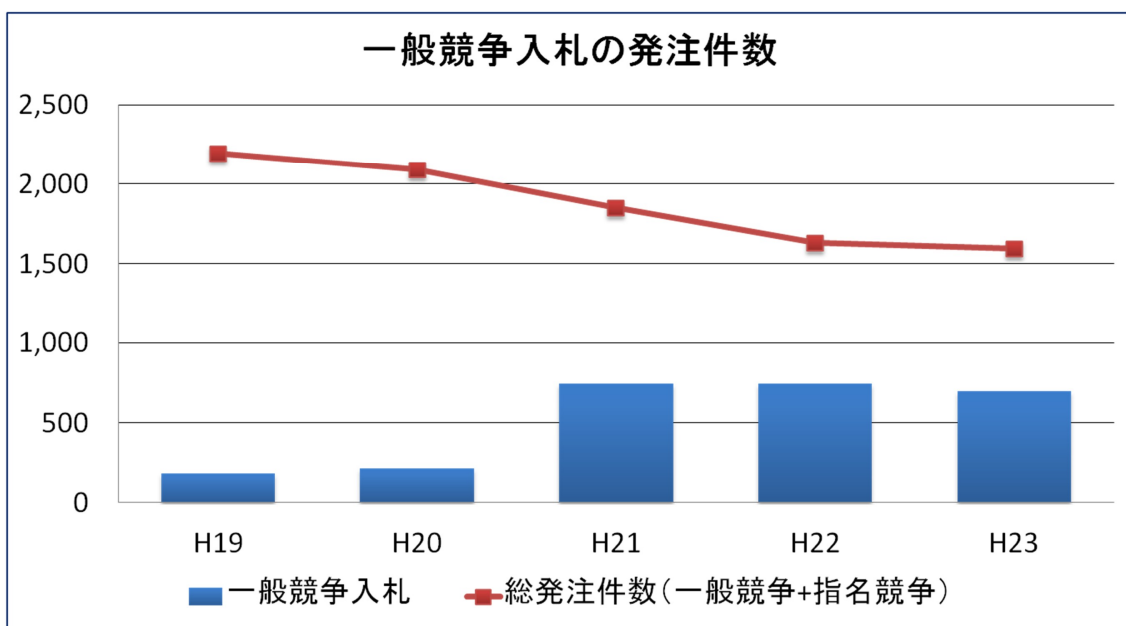
1.2 一般競争入札の拡大等入札契約適正化法施行後の取り組み



- H 8.10 一般競争入札を導入(WTO案件)
- ◆ H12.11 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(・透明性の確保 ・公正な競争の促進 ・適正な施工の確保 ・不正行為の排除の徹底)
- H13. 4 発注見通しの公表
- H18. 6 一般競争入札(条件付)を2億円以上の工事を対象に導入
- ◆ H19. 3 岡山県入札制度等改革推進計画
- H19. 6 一般競争入札(条件付)を4千万円以上の工事に拡大 (H19年度:188件実施)
- H20. 4 予定価格を事後公表
- H21. 2 一般競争入札(条件付)を一般的な土木一式工事で建築一式工事を対象に1千万円以上の工事に拡大 (H21年度:746件 実施)

5

1.2 一般競争入札の拡大等入札契約適正化法施行後の取り組み



6

総合評価方式の本格導入等 品確法に基づく取り組み

7

2. 総合評価方式の本格導入等品確法に基づく取り組み(1/2)

◆H17. 4 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)

- ・公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務の明確化
- ・価格のみの競争から、価格と品質が総合的に優れた調達への転換
- ・発注者をサポートする仕組みの明確化



価格と品質が総合的に優れた調達を行う総合評価方式を導入

●H18. 6 総合評価方式を試行導入

- ・4件実施(土木2件、建築2件)

●H19. 6 総合評価方式を本格導入

- ・一般競争入札(条件付)の2割程度(33件)で実施

●H20. 4 原則として8千万円以上の工事で総合評価方式を採用

- ・企業の施工実績や配置予定技術者の能力などの定量化された項目のみで評価する特別簡易型を設定
- ・主たる営業所の所在地や防災協定締結の有無など、企業の地域貢献に関する評価を設定
- ・78件実施(簡易型5件、特別簡易型73件)

8

2. 総合評価方式の本格導入等品確法に基づく取り組み(2/2)

●H21. 4 総合評価方式の評価項目の拡充

- ・継続学習制度における学習実績や障害者に対する評価を必要に応じ追加
- ・99件実施(簡易型3件、特別簡易型96件)

●H22. 4 総合評価方式の評価項目の見直し

- ・地域貢献の評価において県との防災協定をより重視した評価方法への変更
- ・92件実施(簡易型2件、特別簡易型90件)

●H23. 4 総合評価方式の拡大試行、評価項目の見直し

- ・設計金額4千万円以上8千万円未満の災害復旧工事
(一般的な土木一式工事に適用範囲を拡大試行)
- ・近隣地域での施工実績を必要に応じ追加
- ・122件実施(簡易型6件、特別簡易型90件、特別簡易型[拡大]26件)

9

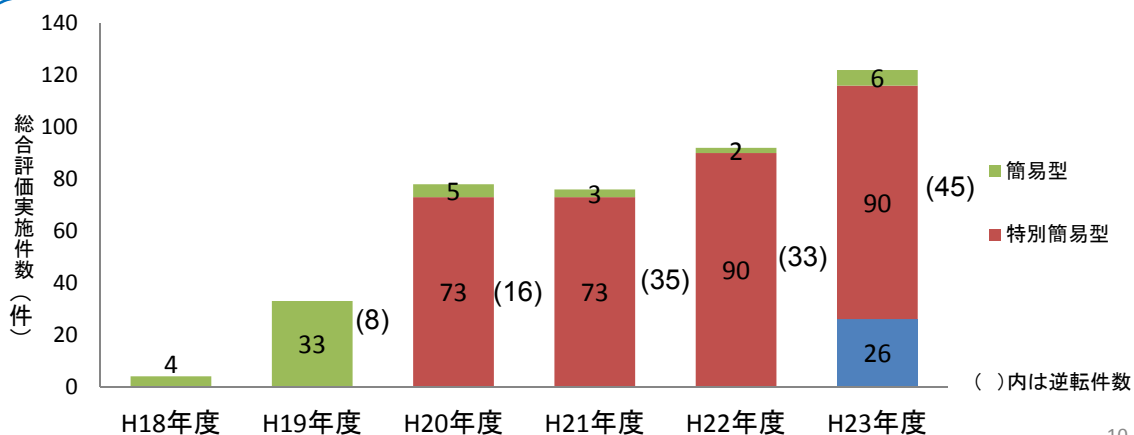
2.1 総合評価適用状況

総合評価方式の類型

【特別簡易型】 同種工事の経験・成績等と入札価格を一体として評価するもの

【簡易型】 特別簡易型に加え、施工計画等と入札価格を一体として評価するもの

総合評価適用状況



10

2.2 総合評価の評価項目 (1/4)

特別簡易型 (標準例)

評価項目		評価基準		配点
施工実績	過去13年間の同種工事の施工実績	発注規模以上の元請け実績あり		2.0
		なし		0
	過去4年間の県発注同種工事の成績評定点の平均	代表者	67点以上	3.0
			65点以上67点未満	1.5
65点未満又は実績なし			0	
小計				5.0

11

2.2 総合評価の評価項目 (2/4) 特別簡易型 (標準例)

評価項目		評価基準		配点
配置予定技術者	保有資格	一級国家資格又は技術士 (取得後10年以上)		1.0
		なし		0
	過去13年の同種工事を主任又は監理技術者、現場代理人として施工した実績	発注規模以上、指定工種 実績あり		3.0
		発注規模未満、指定工種 実績あり		1.5
		現場代理人として指定工種、実績あり (主任・監理技術者を兼務した場合除く)		1.0
		いずれにも該当しない		0
	過去4年間の県発注の成績評定点の平均	67点以上		5.0
		65点以上67点未満		2.5
		65点未満又は実績なし		0
	過去1年間の継続学習における学習実績 (CPDS, CPD)	CPDS:20ユニット, CPD:12単位 以上		1.0
なし		0		
小計				10.0
企業の体制	ISO9001 (品質) ISO14001 (環境) の認定取得	ISO9001及びISO14001の両方を取得		2.0
		ISO9001又はISO14001のいずれかを取得		1.0
		なし		0
小計				2.0

2.2 総合評価の評価項目 (3/4)

特別簡易型 (標準例)

評価項目		評価基準	配点
地域 貢 献	主たる営業所	岡山県内	2.0
		上記以外	0
	岡山県、県内の国関係機関 又は市町村との防災協定締結	県指定の防災協定をいずれか1つ締結 かつ県指定の防災協定以外をいずれか 1つ締結	3.0
		県指定の防災協定をいずれか1つ締結	2.0
		県指定の防災協定以外の防災協定をい ずれか1つ締結	1.0
		なし	0
	障害者の雇用	身体障害者、知的障害者又は精神障害 者を1年以上継続して雇用	1.0
		なし	0
	近隣地域の施工実績(県・国・ 市町村)	請負金額500万円以上で元請実績あり	2.0
		なし	0
小 計			8.0
合 計			25.0

2.2 総合評価の評価項目 (4/4)

簡易型 (標準例)

評価項目		配点
施 工 計 画	品質管理に係る技術的所見	5.0
	施工に関する課題に係る技術的所見	5.0
	現場の条件への対応	3.0
	施工計画の実施手順の妥当性	3.0
	工期設定の適切性	3.0
	工程の短縮	3.0
小 計		19.0 ※

35点満点に換算 ← 合計44.0点

◆評価値算出方法(除算方式)

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点 (100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

2.3 総合評価 評価内容の担保

◆配置予定技術者の変更に係る取扱い

	変更後の状況	法令順守による減点	備考
①	入札参加条件○ 総合評価加算点○ 総合評価順位○	減点なし	総合評価における加算点が減少しなかった場合
②	入札参加条件○ 総合評価加算点× 総合評価順位○	-2点	総合評価における加算点が減少した場合
③	入札参加条件○ 総合評価加算点× 総合評価順位×		総合評価における評価点による順位が逆転した場合
④	入札参加条件× 総合評価加算点- 総合評価順位-	-4点	入札参加資格における配置技術者に関する条件を満たさなかった場合

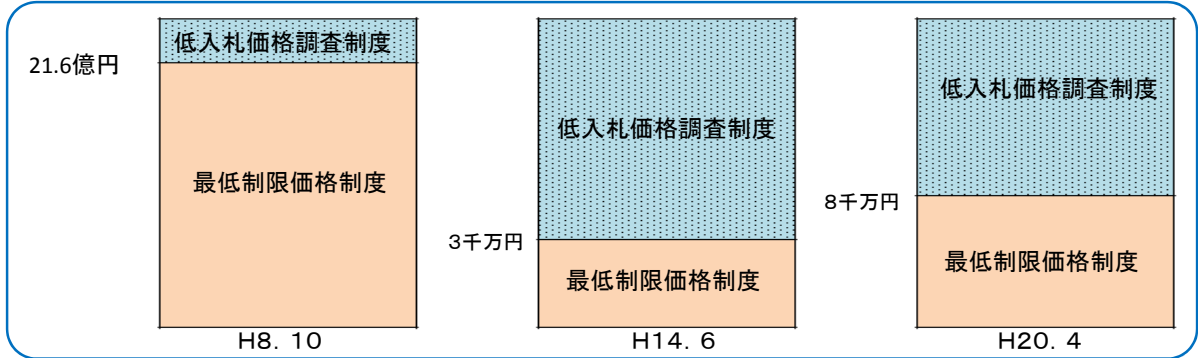
◆施工計画に係る取扱い(簡易型)

- (1) 技術資料に記載の施工方法等(採用されなかったものを除く)については、設計図書に追加するものとし、工事完了後に履行状況について検査
- (2) 受注者の責めによりその施工方法が履行されなかった場合、工事成績評定を減じる(未実施の評価項目ごとに-5点)

15

低入札価格調査制度 及び最低制限価格制度

3.1 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度



- H 8.10 低入札価格調査制度を導入 (WTO案件)
- H14. 6 低入札価格調査制度を3千万円以上の工事に導入
最低制限価格制度を3千万円未満の工事に導入
- H16. 4 低入札価格調査制度に失格基準を設定
- H19. 6 調査基準価格及び失格基準を見直し
- H20. 4 低入札価格調査制度の対象を8千万円以上の工事にするとともに、
調査基準価格及び失格基準を見直し

<次頁につづく>

3.1 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

- H22. 4 公契連モデルの見直しやコスト調査結果を踏まえ、
調査基準価格及び最低制限価格を見直し

◆調査基準価格

<H21.4中央公契連モデル準拠>

- ・直接工事費 × 95%未満
- ・共通仮設費 × 90%未満
- ・現場管理費 × 70%未満
- ・一般管理費 × 30%未満

◆失格基準

- ・直接工事費 × 85%未満
- ・共通仮設費 × 70%未満
- ・現場管理費 × 60%未満
- ・一般管理費 × 20%未満

- H24. 4 公契連モデルの見直しやコスト調査結果を踏まえ、
調査基準価格及び最低制限価格を見直し

◆調査基準価格

<H23.4中央公契連モデル準拠>

- ・直接工事費 × 95%未満
- ・共通仮設費 × 90%未満
- ・現場管理費 × 80%未満
- ・一般管理費 × 30%未満

◆失格基準

- ・直接工事費 × 90%未満
- ・共通仮設費 × 85%未満
- ・現場管理費 × 75%未満
- ・一般管理費 × 25%未満

※低入札案件については監督検査の強化

- ・中間検査 (通常: 1回 → 低入札案件: 2回)
- ・段階確認 (特に必要なもの) は担当課長が実施

3.1 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

◆測量・建設コンサルタント業務等

- H21.4 最低制限価格制度導入(設計金額1千万円未満)
低入札価格調査制度導入(設計金額1千万円以上)
- H24.4 低入札価格調査制度の調査基準価格及び最低制限価格を見直し
 - ・調査基準価格(積算に技術経費を用いるもの)
=直接人件費+直接経費+(技術経費×0.6(0.5))+(諸経費×0.6(0.5))
※(赤字)は見直し前の数値
 - ・調査基準価格(積算に技術経費を用いないもの)
=直接人件費+直接経費+(その他原価×0.9(0.7))
+(一般管理費等×0.3(0.3))
※(赤字)は見直し前の数値
- ◆ 調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約する場合
第三者照査の義務付け

19

3.1 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

◆測量・建設コンサルタント業務等

<第三者照査を行う者の要件(抜粋)>

- ・同一業務区分について入札参加資格を有する者
- ・指名停止・指名除外の措置を受けていない者
- ・対象業務の低価格入札者と資本関係又は人的関係にない者
- ・過去に岡山県発注の業務で調査対象者から第三者照査を受託
又は調査対象者に第三者照査を委託したことのない者
- ・調査対象者の選任する照査技術者と同等の免許・資格を有する者
- ・指名通知日において直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

20

3.1 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

◆維持管理委託業務

- H21.4 最低制限価格制度導入(設計金額1千万円未満)
低入札価格調査制度導入(設計金額1千万円以上)

※調査基準価格算出方法など低入札価格調査制度の運用は建設工事に準ずる

21

その他の品質確保に向けた取り組み

22

4. その他の品質確保に向けた取り組み

- ①研修制度 (財)岡山県建設技術センターにおいて土木事業の各分野について研修を行う。
 - 県・市町村職員対象の研修(一般土木研修)
H24年度予定・・・53講座(延べ86日)
 - 資格取得等勉強会
土木施工管理技術検定試験講習
 - 建設業従事者対象の研修
H24年度予定・・・13講座(延べ23日)
- ②工事監督補助 建設工事の段階確認等において、(財)岡山県建設技術センター指導官が同行し、指導監督の補助を行う。
- ③設計変更やコスト縮減への対応 現場監督員を対象とした設計変更事例集やコスト縮減事例集の作成と活用により、現場技術力の向上を図る。
- ④施工体制の確認 チェックシートにて、確認(チェックシートは別添)
- ⑤市町村支援 (財)岡山県建設技術センターで設計積算業務を一部受託

23

4.1 その他の品質確保に向けた取り組み

◆施工体制の確認(1)

2. 技術者同一性等の確認(工事着手前/請負金額 2,500万円以上の工事)

確認項目	確認欄	指示・指導内容
①主任技術者の同一性(主任技術者配置工事)	: 顔写真入り名札による	
届出されている主任技術者と同一人物か		
①監理技術者の同一性(監理技術者配置工事)	: 資格者証(原本)による	
届出されている監理技術者と同一人物か		
②資格者証及び講習修了証(監理技術者配置工事)		
資格者証を携帯しているか		
有効期限内であるか		
講習修了証を携帯しているか		
修了年月日から5年を経過していないか		
③所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係(監理技術者配置工事)	資格者証(「所属建設業者」及び「交付年月日」欄)による。裏書きの有無についても確認する。	
所属建設業者は元請の会社か		
交付年月日 : 平成 年 月 日 入札日 : 平成 年 月 日		
④工事カルテ(CORINS)の登録(元請)		
工事カルテ登録の前に内容を確認したか		
工事カルテ受領書の写しは提出されたか		

24

4.1 その他の品質確保に向けた取り組み

◆施工体制の確認(2)

2. 技術者専任制等の確認（工事施工中／請負金額 2,500万円以上の工事）

確認項目	確認欄	指示・指導内容
①監理(主任)技術者の専任制		
常駐しているか		
監理技術者は資格者証を携帯しているか		
監理技術者は講習修了証を携帯しているか		
②建設業許可票（下請負業者を含む全ての建設業許可業者）		
元請負人の標識が公衆の見やすい場所に設置してあるか		
下請負人の標識が公衆の見やすい場所に設置してあるか		
③建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（元請）		
○建設業退職金共済へ加入の場合 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」が現場事務所・工事現場の出入口の見やすい場所に掲示されているか		
○建設業退職金共済へ加入していない場合 中小企業退職金共済又は特定退職金共済への加入されているか（口頭による確認で可）		
④労災保険関係成立票		
労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号が 常時事業場の見易い場所に掲示又は備え付け等がなされているか		

25

4.1 その他の品質確保に向けた取り組み

◆施工体制の確認(3)

2. 下請状況の確認（工事施工中／すべての工事）

確認項目	確認欄	指示・指導内容
下請負届出書（施工体制台帳）が提出されていない場合		
① 元請作業員が作業を行っているか		
下請負届出書（施工体制台帳）が提出されている場合		
② 記載事項及び添付資料に漏れはないか 施工体制台帳の場合は、別途「施工体制台帳チェックシート」により確認する。		
③ 施工体制台帳が現場に備え付けられているか また、提出済みの写しと比べ、記載内容に変更等はないか		
④ 施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所に設置してあるか		
⑤ 監理(主任)技術者は、総合的に企画、調整、指導を行っているか (工事施工に実質的に関与しているか) ・発注者との協議において主体的な役割を果たしているか ・工程、品質、出来形管理等において主体的な役割を果たしているか ・下請負人との調整、指導監督において主体的な役割を果たしているか		
⑥ 一括下請ではなく、下請負届出書（施工体制台帳）の内容により、それぞれ元請作業員、下請作業員が作業を行っているか (二次以下の下請負も含む)		
⑦ 下請作業員が作業中に、下請負人の主任技術者はいるか (下請負金額2,500万円以上は専任) (二次以下の下請負も含む)		
⑧ 下請負人の中に無許可業者がいる場合、500万円以上を下請負させていないか		
⑨ 下請負人は、建設業法により営業停止を命じられていないか、または指名停止を受けていないか		

26

4.1 その他の品質確保に向けた取り組み

◆施工体制の確認(4)

2. 施工体制台帳の確認（下請負金総額 3,000万円（建築一式：4,500万円）以上の工事）

確認項目	確認欄	指示・指導内容
<p>①必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請負人が許可を受けた建設業の種類 建設工事の名称、内容及び工期 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所、当該請負契約を締結した営業所の名称及び住所 下請契約を締結した元請負人の営業所の名称及び住所 発注者監督員の氏名、権限及び発注者に対する意見の申し出方法 下請負人を監督するために元請負人が監督員を置いた場合、氏名、権限及び元請業者に対する意見の申し出方法 現場代理人の氏名、権限及び元請負人に対する意見の申し出方法 監理技術者(専任)の氏名、その者が有する監理技術者資格内容 元請負人が専門技術者を置いた場合、氏名、資格内容、担当工事内容 全ての下請負人の名称及び住所、許可を受けた建設業の種類、許可番号 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期 全ての下請負人が注文者(元請負人)と下請契約を締結した年月日 下請負人が現場代理人を置いた場合、氏名、権限及び注文者(元請負人)に対する意見の申し出方法 全ての下請負人の主任技術者の氏名、資格内容及び専任か否かの別 下請負人が専門技術者を置いた場合、氏名、資格内容、担当工事内容 		
<p>②添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第14条の2第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請負人が請け負った建設工事の契約書の写し 全ての下請負人との契約書の写し 監理技術者が監理技術者資格を有することを証明するもの（資格者証の写し） 監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの（資格者証の写し又は健康保険被保険者証の写し） 元請負人が専門技術者を置いた場合、資格及び雇用関係を証明するもの 2次以下の下請がある場合、全ての再下請通知書 2次以下の下請がある場合、全ての下請負人が締結した契約書の写し 		27